

令和5年 第10回

森町農業委員会
定例総会議事録

令和5年第10回森町農業委員会定例総会議事録

開催日時	令和5年10月26日(木) 午前10時00分～午前10時30分					
開催場所	森町役場新棟1階 会議室					
出席委員 (14名)	議席	氏 名		議席	氏 名	
	1番	会長代理	河野 芳之	10番	委員	黒澤 寿光
	2番	委員	皆川 毅	11番	〃	小森 昭彦
	3番	〃	加藤 秋彦	12番	〃	青山 純司
	4番	〃	猪子 和博	13番	〃	佐橋 悟
	5番	〃	豆澤 俊二	14番	〃	甲田 祐康
	6番	〃	瀨野 秀雄	15番	会長	宮本 秀逸
	8番	〃	高瀬 幸巳			
	9番	〃	中村 芙美			
	欠席委員 (1名)	7番	委員	石澤 良則		
議事録 署名委員	9番	中村 芙美		10番	黒澤 寿光	
農業委員会 事務局職員	事務局長	寺澤 英樹		事務局次長(兼)庶務係長	島野 結花里	
	庶務係主事	中嶋 冬輝				
その他の 出席者						
議事日程	別 紙					
会議の経過	別 紙					

議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	議事録署名委員の指名について
日程第 3	活動報告
日程第 4	議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
日程第 5	議案第 2 号 土地の現況証明願について
日程第 6	議案第 3 号 農用地利用集積計画について

<p>会議の経過</p>	
<p>15番宮本会長 (以下「議長」)</p>	<p>皆さん、おはようございます。ご出席頂きまして大変ありがとうございます。今日は7番石澤委員お一人が欠席という届が出ております。</p> <p>大変好天が続いておりますので、収穫作業や後始末等が順調に進んでいるかと思えますけれども、ここ何日か前から雪虫がかなりの数出るようになりまして、今までにないような状況になっていますけれども… 11月には、後で説明がございますが農地パトロールや研修会等がございます。総会の後に説明していただきたいと思えます。</p> <p>それでは、定足数に達しておりますので、第10回森町農業委員会定例総会を開催したいと思えます。どうぞ宜しくお願い致します。</p> <p>早速総会の議事に入っていきたいと思えます。日程第1「会期の決定」についてでございますが、会期につきましては本日1日限りとしたいと思えます。よろしゅうございましょうか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
<p>議長</p>	<p>はい、本日1日限りを会期と致します。</p> <p>日程第2「議事録署名委員の指名について」、議事録署名委員につきましては、議案がございますけれども、9番中村委員・10番黒澤委員にお願い致します。現地調査の報告は、9番中村委員にお願い致します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>日程第3「活動報告」、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい、活動報告致します。委員会及び事務局の活動報告、9月28日、令和5年度農業者年金記録管理システム研修会がオンラインにて開催され、中嶋主事が出席しております。10月18日、令和5年度渡島地方農業委員会連合会現地研修会が長万部町にて開催され、宮本会長・島野次長が出席しております。10月19日、各申請等に伴う現地調査を加藤委員・高瀬委員・中村委員・事務局にて実施しております。活動報告は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、「報告」でございますので、以上おさえて頂きたいと思</p>

	<p>います。それでは続きまして、日程第4・議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を上程致しますので、**委員、退席をお願い致します。</p> <p>【**委員、退室】</p>
<p>議長 事務局長</p>	<p>それでは、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい、ご説明致します。このことについて、下記のとおり提出があった合意解約通知の成立状況の確認について審議を求めます。</p>
	<p>番号1について、土地の所在地、面積等の内容は記載のとおりです。10ヶ年の契約でありましたが、10月30日に解約・土地の引渡となつてございます。5～6ページに別紙写1を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>尚、これらの土地は、議案第3号・農用地利用集積計画でも取り上げます。以上、宜しくご審議の程お願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、説明が終わりました。合意解約ですので、このままでよいと思いますが、いかがでございましょう。何か質疑ございましたら、日程第6の方でお願いしたいとこのように思います。…よろしゅうございますか。</p> <p>【全員異議なしの声】</p>
<p>議長</p>	<p>はい、それでは議案第1号につきましては、可決とさせていただきます。</p> <p>【**委員、入室】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは改めまして、日程第5・議案第2号に入ります。「土地の現況証明願について」を上程致しますので、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、ご説明致します。このことについて、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、現況証明願のあった次の土地について、証明の可否の審議を求めます。</p> <p>番号1について、*****、面積・土地所有者等は記載のとおりです。申請目的は地目変更です。所在地は資料1をご参照願います。</p> <p>以上、宜しくご審議の程お願い申し上げます。</p>

議 長	はい、これにつきましては現地調査をさせていただきますので、中村委員より報告をお願い致します。
9番 中村委員	はい、それでは現地調査の報告を致します。19日に高瀬委員・加藤委員・そして私、事務局の中嶋主事と行って参りました。ここは*****で*****なのですが、**
議 長	***です。三角になっている部分が「畑」となっていましたけれども、現況を見ましたら雑草の他に立木が生えている状況なので、到底畑としては使えない状況でしたのでこのまま認めてもいいのではないかと判断して参りました。以上です。
	【モニター等を利用し、該当地を説明】
議 長	はい、現地調査の報告ではカットすべきだというご意見がありましたけれども、いかがでございましょう。…現況は雑木林状態になっているということで、認めてよろしゅうございますか。
	【全員異議なしの声】
議 長	はい、それでは原案のとおり可決させていただきます。
	【**委員、退室】
議 長	続きまして、日程第6に入ります。議案第3号「農用地利用集積計画について」を上程致しますので、事務局より説明をお願い致します。
事務局長	はい、ご説明致します。このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、利用権設定の可否の審議を求めます。今回の利用権設定につきましては、農地中間管理事業分となります。 番号1について、*****、地目は公簿が田・現況が畑で、面積は3筆合計16,072㎡でございます。 農地所有者・出し手が*****、*****、本事業の仲介先となる農地中間管理機構、北海道は交付団体が北海道農業公社ということになっていきますのでそちらを介しまして、借受希望者・受け手の*****、***** ** **へ貸し付けることとなります。設定する利用権の種類は賃貸借で、期間は令和5年10月31日から令和10年1

<p>議 長</p>	<p>0月30日までの5ヶ年で新規、金額は*****です。所在地は資料2をご参照願います。</p> <p>以上、宜しくご審議の程お願い申し上げます。</p> <p>はい、この件につきましても、現地調査をやってございます。中村委員より報告をお願い致します。</p>
<p>9番 中村委員</p>	<p>それでは報告致します。先程と同じように4人で行って参りました。この場所は***、*****に向かっています。*****の間から、*****に向かって入っていったところで、少し奥の方に入っていましたけれども、ここについてはきちんと畑が、大豆を撒いておりました。除草もされておりました、そのまま認めていいのではないかと思いました。以上です。…あと、中間管理機構を通すことに関して、意義があるのではないかと考えて勉強したいと思っていましたので、詳しく教えていただけたら幸いです。</p>
<p>議 長</p>	<p>【モニター等を利用し、該当地を説明】</p> <p>今、中村委員から中間管理機構についてお聞きしたいというお話がございましたので、それにつきまして事務局の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の申請は将来的に、担い手確保経営強化支援事業というのがあります。要件に合えば支援を受けられる可能性があります。その支援というものが農業用機械とか農業用施設を導入するための支援ということで、将来的にその支援を使うためには事業実施区域となる必要があります。その「事業実施区域」とは、「人・農地プランが作成されていること」・「農地中間管理事業を通して活用すること」というこの両方を満たす地区のことで、今回農地中間管理事業を活用して「事業実施地区」となるためのものです。将来的には、事業実施地区になっていれば支援事業が、要件は色々厳しいとは思いますが、受けられる可能性があるということでございます。</p>
<p>事務局長 9番 中村委員 事務局長</p>	<p>受けられる「可能性」です。</p> <p>審査があるんですね。</p> <p>審査前に要件を整えるために、中間管理機構を通して貸し借</p>

	<p>りをする、それが機械を導入するための採択条件になっているということです。</p>
<p>6番 瀬野委員</p>	<p>いいですか。貸し借りの期間が過ぎたら、中間管理機構に申請すれば、対象になるということですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>瀬野委員が言っているのは、今実際に貸し借りをしているところの話だと思いますが、それが例えば貸し借りの期間が終了して、機構を通して貸し借りをすれば、それも事業の対象になれるのかという話だと思います。まず経過しなくても合意解約をして、その事業の対象にしたいから中間管理機構を通して貸し借りしたい、ということを書いて農業委員会に諮ってもらえば、そのような事業に乗ることは可能かなと… ただ先程言ったように、これをやったからといって事業が受けられるかというのはまた別の話なので、その点をご理解いただきたいなと思います。</p>
<p>6番 瀬野委員</p>	<p>要件にあったことをやればいいということでしょ。</p>
<p>事務局長</p>	<p>そうですね。まずその最低限の条件は整えてから事業の申請をして下さいね、ということです。</p>
<p>6番 瀬野委員</p>	<p>わかりました。これから借りる人方も助かると思い…</p>
<p>事務局長</p>	<p>今そのような話が出ましたが、基本的には令和7年3月31日からほぼほぼ、今の利用集積の部分が機構を通した貸し借りになるので、いずれはそのような流れになっていくと思います。まさしく「前段」ではありませんが、ただ事業の要件が最近色々… これについては*****というパターンなのですが、例えば****で農道を整備したりとか水道を整備したりしているのですが、そのようなものも機構を通して貸し借りして下さいというのが要件になっているんですよ。だから実際にはそのような形で、やっているケースもあります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、よろしゅうございましょうか。他に何かございましたら、どうぞ。</p> <p>…将来的には、貸し借りにつきましては中間管理機構を通して皆さんにやっていただきますよという方向に行くかと思しますので、今最初の段階ということですね。そして現実に、今の</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>逆に関しましては、すぐさま何かのメリットがあるということでもない、布石を置いたような状況下に今はあるということですので、その辺もご理解いただきたいなと思います。</p> <p>…よろしゅうございますね。</p> <p>【全員異議なしの声】</p> <p>はい、それでは原案のとおり可決させていただきます。</p> <p>【**委員、入室】</p> <p>…はい、それでは議案第1号から議案第3号まで原案どおり可決させていただきました。大変ありがとうございました。</p> <p>以上もちまして、定例総会に付議された案件につきましては全て終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
	<p>森町農業委員会規程第19条第2項の規定により署名する。</p> <p>森町農業委員会会長 宮本 秀逸</p>
<p>議事録署名委員</p>	
<p>議事録署名委員</p>	